



ようやく暑さも一段落し過ごしやすいい日が増えてきました。行楽の秋というように、外出の機会が増える方も多いのではないのでしょうか。

今年9月の、シルバーウィークは土日を合わせると5連休になるそうです。これは実に6年ぶり、次に9月が5連休になるのは2026年だそうです。

ご家族やお友達と、旅行の計画を立ててみるのもいいのではないのでしょうか。



～改正で身近になったふるさと納税～



ニュース等でも取り上げられているように、ふるさと納税が盛況を呈しています。2014年度に同制度を利用した寄附金の総額は約142億円で、73億円だった制度導入初年度の約2倍となっています。各自治体が返礼品の高級化を進めていることも、制度が人気を集めている大きな要因のようです。

今年の4月には制度の改正があり、さらに利用者は増える見込みだそうです。ここでは、4月に行われたふるさと納税制度の改正について解説したいと思います。

その前に、簡単にふるさと納税の仕組みについておさらいします。

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、**寄附額のうち2,000円を越える部分について所得税と住民税から原則として全額が控除される制度**です（一定の上限があります）。つまり、**2,000円の負担で特産品がもらえたり、ふるさとに貢献できる**わけです。

今回の改正のポイントは以下の2つです。

① **個人住民税の約1割だった控除上限額が約2割に拡充**

平成27年1月から12月までのふるさと納税において、**住民税の「特例控除」額が2倍**になります。

これにより寄付できる金額の上限（**実質負担額が2000円で済む上限**）が大幅に増えました。

寄付額の上限例	※扶養家族が配偶者の方のみの給与所得者の方の場合	
年収300万円の方	拡充前：12,000円	→ 拡充後：23,000円
年収500万円の方	拡充前：30,000円	→ 拡充後：59,000円
年収700万円の方	拡充前：55,000円	→ 拡充後：108,000円



ご自身の所得や扶養の状況では上限がどれくらいになるか等、詳しくは総務省ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

② **「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設**

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、**確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み**が創設されました。

（※2015年1月～3月中に寄附をした場合は確定申告が必要になります）

特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が**5団体以内**で、かつ、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に**特例の適用に関する申請書を提出**する必要があります。

この制度を利用すると、控除される税金が、今までは【所得税からの還付、住民税からの控除】だったのが、すべて【住民税からの控除】となり、翌年度に住民税から控除されます。

この特例を利用するには、上記の通り一定の条件と手続きが必要になります。

また、年の途中で引っ越しをした場合は、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、寄附先自治体へ変更届出書を提出する必要があります。

このように**ケースによっては確定申告のほうが簡単な場合もあります**ので注意が必要です。

【増加額の 10%を税額控除できます！】

所得拡大促進税制は、企業の労働分配（給与等支給）を促して個人所得の拡大を図る観点から平成 25 年度に創設されました。平成 26 年度には消費税率引き上げの中、引き続き民間投資を活性化して個人所得の拡大を後押しするために、制度の適用要件が緩和されて利用しやすくなりました。この制度では、青色申告書を提出している法人または個人事業主が、**給与等の支給額を規定の割合以上増加させるなどの要件を**

満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の 10%を法人税または所

得税より税額控除することができます。

ただし税額の 10%、中小企業者等は 20%が控除の上限となります。

この制度を利用するにあたっての要件は以下の通りです

- ① 「雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合以上増加」
- ② 「適用年度の雇用者給与等支給額は前事業年度以上」
- ③ 「平均給与等支給額が前事業年度を上回っている」

の 3 つになります。

詳細についてはお気軽にご相談ください。



マイナンバー通知の受取場所

今年 10 月からマイナンバーの個人番号通知が始まります。この通知は、簡易書留で 10～11 月のあいだに住民票の住所宛に送付されます。しかし世の中には様々な理由から住民票の住所以外の場所で受け取りを希望する方もいらっしゃるようです。

そのような場合は、**一定の手続きにより実際の居所で通知カードを受け取れるようになります。**

「通知カードの送付先にかかる居所登録申請書」を市役所等でもらうか、インターネット上でダウンロードし、**9 月 25 日までに申請する必要がある**。

申請理由により申請が却下されるかは現在分からないようですが、申請理由の具体例としては、医療機関への入院や、DV被害、長期出張等が挙げられているようです。

HPのお知らせ

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください！

弊所 HP : <http://www.uk-g.co.jp/>

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A 型	B 型	O 型	AB 型
気配り上手が得をする運勢です。周囲の状況を把握し、自信を持って行動すれば良い結果も期待できそうです。	意欲はあっても環境が整い難い今月は、長期戦で挑む方針がベストのようです。冷静に一步步前進あるのみ！	的を絞って集中力を発揮すると良い結果につながる月。気を緩めることなく、慎重に事を進めていきましょう！	綿密な計画で挑むと目標を早く達成できます。有益な展開も期待できますが、連絡ミスをしないう要注意。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。